

令和2年2月7日

保護者の皆様

愛媛県立宇和特別支援学校長 向井 誠二  
(知的障がい部門)

「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部改正について

余寒の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から児童生徒の安全確保に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、去る12月20日に、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部を改正する条例が公布されました。今回の改正は、自転車運転者の責任による交通事故が発生した際の加害者の賠償責任の補償を図るとともに、被害者の経済的救済を図ることを目的とするものです。特に、以下の2点については、児童生徒及び保護者の皆様に関係が深い部分となりますので、お知らせいたします。

- 1 自転車を利用する者は、自転車保険等に加入することが義務化されました。
- 2 保護者は、監護する未成年者による自転車の利用に対して、自転車保険等に加入することが義務化されました。(裏面参照)

条例の施行は令和2年4月1日からですが、趣旨を御理解いただき、自転車保険等への加入について、各御家庭において適切に対応していただきますようお願いいたします。新規に自転車保険に加入しなくても、自動車保険や火災保険の特約で加入している場合も加入として取り扱われますので、御確認ください。

なお、年度始めには自転車通学生のみならず自転車保険の加入について調査いたしますので、申し添えます。

|  |  |
|--|--|
| <p>_____は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 省略<br/>(広報及び啓発)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>(自転車貸付事業者の情報の提供等)</p> <p><b>第14条</b> 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全な利用に関し必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。</p> <p>2 自転車貸付事業者は、スポーツ用その他の特別の用途に供する自転車<sup>を貸し付けるときは、当該自転車を利用しようとする者</sup>に対し、乗車用ヘルメットの貸付け及びその着用についての助言をするよう努めなければならない。</p> <p>3 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の点検及び整備に努めなければならない。<br/>(自転車損害保険等への加入)</p> <p><b>第15条</b> 自転車を利用する者(未成年者を除く。)は、自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>2 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。<br/>(自転車損害保険等への加入の確認等)</p> <p><b>第16条</b> 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。</p> <p>2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者が自転車損害保険等に加入していることを確認できないときは、その者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。</p> | <p>者」という。)は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者_____は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 省略<br/>(広報、啓発等)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 県は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。<br/>(レンタサイクル業者の情報の提供等)</p> <p><b>第14条</b> レンタサイクル業者は、自転車<sup>を貸し渡す</sup>ときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全な利用に関し必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。</p> <p>2 レンタサイクル業者は、スポーツ用その他の特別の用途に供する自転車<sup>を貸し渡す</sup>ときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの貸渡し及びその着用についての助言をするよう努めなければならない。</p> <p>3 レンタサイクル業者は、貸渡用の_____自転車<sup>の点検及び整備に努めなければならない。</sup></p> |
|--|--|